

箕面市ふるさとカレンダー広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、箕面市広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）第7条に基づき、市が発行する「ふるさとカレンダー」（以下「カレンダー」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 カレンダーに掲載する広告は、市から広告掲載取扱業務の委託を受けた事業者（以下「広告取扱事業者」という。）が募集した広告とし、その範囲は、要綱第3条に定めるところによる。

(広告の掲載場所)

第3条 広告の掲載可能場所は、カレンダー暦表ページの下部とする。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。

サイズ：縦4.5cm×横29.7cm

使用色：4色

2 前項に掲げるもののほか、広告のデザインに関して必要な事項は、市と広告取扱事業者が協議の上、決定するものとする。

3 広告の掲載は1発行単位とする。

(広告取扱事業者の募集及び選定)

第5条 広告取扱事業者の募集は、市WEBページで行うものとする。

2 広告取扱事業者は、簡易公募型プロポーザルコンペ（以下「コンペ」という。）を実施し、決定するものとする。

(広告料)

第6条 広告料は、コンペを実施し、決定するものとする。なお、参加事業者が1社の場合には、協商による。

2 広告料は、市から委託を受けた事業者（以下「広告取扱業者」という。）と契約締結後、公表するものとする。

(広告原稿の作成等)

第7条 広告取扱事業者は、市が指定する期日までに広告原稿を提出し、市の承認

を受けなければならない。

2 広告原稿を作成するに当たり、広告取扱事業者は、広告のデザインに関し事前に市と協議しなければならない。

（広告料の納入）

第8条 広告取扱事業者は、市が発行する納入通知書により、当該納入通知書発行日から起算して30日以内に、広告料を納入しなければならない。

（広告料の返還）

第9条 納入された広告料は、返還しないものとする。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りでない。

（委任）

第10条 コンペの実施方法等、この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年1月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年1月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年1月30日から施行する。